

平成29～30年度「大分県女性農業経営士養成講座」実施要領

平成29年6月2日

第1 目的

農業・農村を取り巻く環境は、担い手の減少による資源や技術の伝承の途絶、生産・生活基盤の維持管理への支障、人口減少社会の到来による国内の食市場の縮小、貿易の自由化の進展による海外との競争力の激化、ライフスタイル等の変化に伴う消費者ニーズの多様化等に直面し、大きな転換期を迎えている。一方、価値観や社会構造の変化に伴う消費者等の多様なニーズを的確に捉えることで新たな事業展開が期待されている。

このため、女性農業者が自らの経営ビジョンを立て実践できる経営者となるよう資質向上を支援することにより、農業・農村を将来にわたって持続・発展させていく担い手を育成することを目的とする。

第2 事業実施主体

大分県

第3 実施内容

女性の能力の発揮による農業経営の発展に向けて、受講生自らの経営ビジョンの作成、経営マインドや販売戦略、マネジメント能力等についての講義と視察の実施、経営ビジョンの実践を通じて、経営者としての資質向上を支援する。

第4 受講期間

平成29年7月～平成31年3月

第5 受講料

無料

第6 受講要件

自己の経営の充実及び発展に意欲的な女性

第7 受講生人数

20～25名程度

第8 受講の申込み

- 1 受講を希望する者は、受講申込書(別紙様式)を管轄する振興局に提出する。
- 2 振興局長は、推薦書を付し受講申込書を新規就業・経営体支援課に提出する。

第9 託児サービス

講座(室内)では無料託児サービスを行う(1歳以上、病児託児なし、1歳以下は要相談)。

第10 認定

総実施回数の5割以上出席し、かつ経営ビジョンの計画を作成し実践した者を「大分県女性農業経営士」として認定する。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は別に定めるものとする。